

ご入会時に下記重要事項をご確認下さい

<期限付き会員用>

1. 会員資格

本クラブの運営は「セサミスポーツクラブ三鷹会則・細則」に基づいて行われておりますので、「セサミスポーツクラブ三鷹会則・細則」をよくお読みください。施設利用にあたっては、その他諸規則ならびにインストラクターの指示を遵守していただきます。

2. 会費

入会金・事務手数料・会費は前納制です。毎月26日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に翌月分月会費を振替させていただきます。
尚、一度払い込まれた入会金・事務手数料・会費はいかなる場合も返還いたしません。

3. 継続

・3年の期限が付いている会員は、有効期限満了時に退会届の提出がない限りは、自動継続となります。継続手数料は一律2,200円とし、有効期限満了月の26日に振替させていただきます。

・U35会員は、36歳の誕生月の月末まで有効となります。
36歳の誕生月の翌月から自動的にレギュラー会員に移行いたします。
別の会員種別に移行されたい場合は、36歳の誕生月の5日までに変更届をご提出ください。
別の種別へ変更される際は変更手数料¥2,200を頂戴いたします。

<継続の場合の健康状態自己申告書・入会申込書添付の顔写真について>
ご継続の都度、期限満了月の前月10日過ぎ頃に継続のご案内を送付致します。
同封の健康状態自己申告書にご記入の上1階フロントにご提出ください。
その際顔写真をこちらで無料でお撮りさせていただきます。

4. 会則第13条の「会員資格の種別変更」

変更届をご提出頂いた翌月から種別の変更となります。有効期限途中でも変更が可能です。
変更される場合は、毎月10日までに変更届をご提出ください。
毎月10日を過ぎた場合、翌月からの変更は出来ません。
変更手数料は一律2,200円(税込)です。

<健康状態自己申告書・入会申込書添付の顔写真について>
種別変更時に、前回の提出より3年以上経過している場合ご提出頂きます。

5. 会則第20条の「休会および復会」

休会届をご提出頂いた翌月から休会となります。2ヶ月以上最長6ヶ月の長期に渡り施設を利用できない場合に会員資格を継続したまま休会することができます。
休会される場合は、毎月10日までに休会届をご提出ください。
毎月10日を過ぎた場合、翌月からの休会は出来ません。
尚、休会費は月会費1ヶ月分です。

6. 会則第21条の「退会」

退会届をご提出頂いた当該月の月末をもって退会となります。
退会される場合は、毎月10日までに退会届をご提出ください。月会費の振替を停止させていただきます。
毎月10日を過ぎた場合、当該月の月末での退会は出来ません。

※上記4・5・6の各種届けは1階フロントにてご用意しております。所定の届出用紙にご記入の上ご提出下さい。
口頭または電話による手続きは認められません。

7. 利用範囲

・ナイト&ホリデー会員、アフター5会員、デイトム会員、エニータム会員はテニス以外の施設、レギュラー会員、U35会員は全ての施設をご利用頂けます。

・エニータム会員は、1日に1回、連続2時間までのご利用となります。
2時間を超えて15分毎に550円の超過料金が発生いたします。
(スクールと同時チェックインの場合は、連続4時間までのご利用となります。4時間を超えて15分毎に550円の延長料が発生いたします。)
退館時間はフロント設置の時計でご確認下さい。尚、駐車サービスはございません。

8. オプション

U35会員、ナイト&ホリデー会員、アフター5会員、デイトム会員のレンタルタオルは、1,320円(税込)/月でご利用いただけます。ご利用の場合は、別途お申込みください。

9. 入会後に審査基準を満たさないことが発覚した場合はご退会頂くこともございます。予めご了承下さい。

以上